

# 琉球大学学術リポジトリ

## 直筆ノート

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 南洋, ノート キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38200">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38200</a>

# 矢内原忠雄文庫

史料名	直筆ノート(書写したものか)
封筒番号	146
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月10日
撮影者	富士写真フイルム株式会社
備考	

# 矢内原忠雄文庫

封筒番号：146

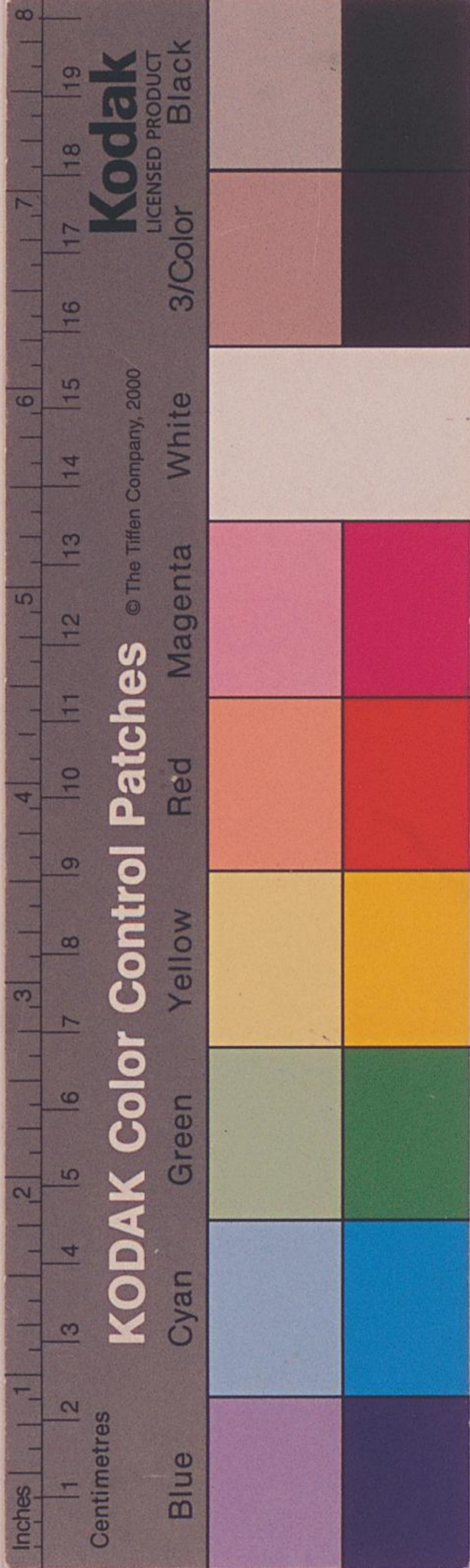
史料名	直筆ノート(書写したものが) )
資料形態	ノート/ホチキス
枚数	20
頁数	20
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	南洋  今泉分類記号：Y

我が帝國は劫初より最も近く南洋の水に接す。我が沿岸を洗ふの水は、また南洋群島を洗ふの水なり。突如該群島は今更の改洲大乱を機縁として、我が板図に入り、均しく皇恩に浴す。豈に宿縁淺しと云んや。

惟ふにかの巴奈馬地峽の山上に起ちて、遙かに西南を望み、渺茫として際涯なき大海原を認め、これを南洋と呼稱せしは、西班牙人バルボア其人なり。時に西曆千五百十三年、即ち我が永正十年にして足利義澄時代のことなり。其後チマゼランが南米の岸を傳みて大西洋を南下し、其発見に在れるマゼラン海峡を通過して、風波靜かなる所謂太平洋に乗り出せるは、西曆千五百二十三年のことにして、我が足利義晴時代のことなり。而してこれより彼はタヒチイを経て菲律賓群島に到着したりしが、不幸にも獐猛なる蕃族の毒及に赦免されたり。これ南洋横断の最初の史実なりとす。

卷辭に我を見るに、バルボアが南洋の水を望見してより年を経ること三百四十六年、即ち文久元年水野築後守小花作助等を従へて小笠原島に航し、該島に留りて南拓に従事せり。これ我が國南の最初の史実にして、

序



1/10

其後明治八年に至り、確然該島を叛國に加へ、聊か南洋の水に親を  
得たりき。當時大久保甲東、小笠原島南極の碑に標榜して曰く、伊豆之  
山脈蜿蜒起伏至於此而盡乃我南門也と。小笠原香偶、之を見、而盡  
の二字を不祥なる文字なりとし、憤然として割殺す。凶南の雄志歎す  
べきものありといふべし。

今や、皇祖皇宗の宏謨、南洋に及ぶ。一に明治天皇の開國進取の  
聖旨と、今上御一人の御稜威との発現たらんばあらず。吾人臣民は、  
鉅寇も此新叛國をして永久に発揚せしめざるべからず。

由來南洋と稱せらるるは、主として此哇、スマトラ、ホルネオ、セレベス等の  
区域を以てせらるる觀あり。而して時としてはこれを裏南洋といふもの  
あり。何れ東西表裏を辨せざるの甚しきや。吾人は須らく西方の南  
洋をば、蘭領南洋のを以て區別すべく、而して我が新叛國たる南洋  
は、單に南洋と呼稱すべし。

大正四年八月六日、予は第一戰隊所屬を免せらば、新たに南洋  
防備隊に轉勤を命ぜらばたり。依而<sup>同</sup>月十四日横須賀に於て東海

丸に塔乗し卦仕の途に就く。船正に懸る船浮標を離れて進行を起さんとす。や、一艦隊の旗艦攝津は安全なる航海を祈るの信号をなし、送別の樂を奏し、予が行を送る。軍艦金剛は、予が在隊中の來艦有りしかば、總員を舷側に整列し、送別の意を表せり。かかる優勢なる艦隊を見棄てて遠征萬里南洋に回はんとす、從令因南の雄志奮勃たるものありと雖も、轉に離別の情に堪へざるものありき。かくて觀音崎附近に至りしかば、同船したる南洋群島の酋長より成る觀光團を上甲板に集め、此奴機を利用して訓示するところありたり。これ予が南洋に親しむ最初の機会なりき。

予は此を因として「南洋の風土」を編纂せしむ。善美を知り、善美を求む易かを知る好機會とす。なるべし。

古語に曰く、國を治むるは善美を知するが如しと。善美を知する者は、其料となるべきものの資質を知るを要し、國を治むる者は、其の土民の風俗習慣を知るを要す。是れ統治上の要務なり。本書は主として南洋の統治又は業務に従事する者、或はこれより南洋に活動

せんと欲する者、其他一般本邦人に對して、南洋の事情を知らしめんとす。  
聊かたりとも、邦家の發展に資することあらんか、我が志望は足るなり。  
因に云ふ、本書中往々にして好ましからざる風俗を記述せざる所  
あり。然れども是等の記述は、教育上、道徳上、藝術上、其他種々なる方  
面に於て、好箇の参考資料たるべしと信ず。敢て削除せざる所以  
たり。高本書は、草創の際、諸島の報告に得たる所を、綜合編述し  
たるものなれば、猶不備の点多かるべし。こは改訂の期に待たんとす。

大正五年十一月

南洋老人識

雜詠

南洋老人

南洋島丙辰歲旦

人生五十又加一 余年如一年 暑熱時 唯喜國光輝 異域南洋絕島仰皇威

天皇の國の光ははろ／＼のみなみの島も隈たかりけり

驟雨

夕立の星が 行く方をたがふやは 椰子の林に声ききたり

時の向に暫しあつさを忘れけりしつをつかねて過ぐる夕立

ひたりしてしほれて果てたる草も木も心地なる夕立の雨

南洋月

おと露に月の光をさしとへて椰子の上葉に影さゆるなり

甲驟雨一過氣爽然 南溟經島月光鮮

南風奈々清涼裡 半夜靜籟臣軌篇

學校教育

あつ嬉し南のはての島人も君が恵を仰ぎ初めけん

風俗改善

道ならぬ野に<sup>に</sup>はげあるる女郎花つ中になふれそ心して行け



触れて沸るる露の醜草かり捨ててみちある野にたすけしもかな

心的旧慣改善

島人の真の心はしはあもむるに善きを勧むる心あるべし

利用厚生

生を厚くし用を利するの道すきは心をこめて志すべし

同化教育

日本の教草をも移し植えて南を結ぶ心をもかな

渡航希望者に與へて南洋群島企業の一般を示す

試みに世界地図を展きて、赤道以北の南洋群島を一瞥せよ。東西二千四百哩、南北千二百哩、其間莫々として群島の蒼布するを見ん。實に數を以て算へんか、一千有餘の多きに及び、而して面積を以て云けんか、僅かに百六十三平方里にして、我が神奈川県一縣に相當するに過ぎず。されば往々にして人はその得るところを危ぶみ、收支相償は不して結果的累を本國に及ぼすに止まる、之を領有して果して何の利益あらんやと云ふものあり。予をして云はしむれば、是れ南洋の一面を外觀したる放棄論者の口吻に過ぎざるなり。最大愚論の骨頂なり。

然れども南洋群島は、所謂山師輩が吹聴する如く、しかく無盡の宝庫にあらざることは事實なり。

今ここに聊か經濟的觀察の概要を述べて、我邦人の渡航に對し、東道の主たるべし。

本邦人は南洋としやば、瘴癘鬱雨を想像し、其酷熱を思ひ、熱病の發生を恐れ、猛獸毒蛇の害を懸念す。然れども我が南洋は、

事實に於て熱しと雖も、氣候順調にして、海風清涼の気を送る。之を  
台湾の暑熱に比すれば、遙かに凌ぎ易きを覺ゆるなり。日光の直射、  
まろすり、収烈ならずと雖も、吾曹老輩にして猶よん日中の作業に堪ふ、  
豈に強壯屈竟の輩、此暑熱に堪へざる理あらんや。

パラオ島の深林河辺に於て、稀に鱈魚を認むることありと雖も、山に  
は猛獸毒蛇なく、平地には悪病なし。實に南洋に於ける生活は、簡  
易にして快適なり。而して群島、殊にトラウク、パラオ、ホナペの如きに於ては、  
風光明媚、眺望絶佳、實に天然の樂土たる思ふあらしむ。

若しそ小日本内地に躊躇する富貴豪貴紳の士にして、南洋一瞥の  
念を拗めれば、蹶然起ちて此新占領地に赴き、浩々たる精根を養  
はんが、興味何ものにか比すべき。嘗に羨望を探勝の逸遊に止まらず、  
進りて産業を調査し、其企業の現状並に將來を觀察し、縦令  
自ら企業に従うせざるも、大に投資を助勢せんか、團圓の發展に資  
するところ甚だ大なるべし。

19 何れの南洋方面を向はず、由來未用の地は、個々無資力者の  
容易に奏功し得るところにあらず。實に南洋は投資の地にして、

着實なる資本家が能く其現状を視察し、しかる後企業すべきなり。  
而して無資力の労働者は、企業者に附随して、勢務めて發展を  
期すべきなり。

されば企業者は、須らく相当の人格を有し、學識を備へ、政米人に  
伍するも恥ぢるところなく、又よく我が下級の人々若くは島民を指導す  
して、奴模範を示すべき人物たうざるべからず。惟むらくは海外に  
ある邦人にして、往々國家の觀念に乏しく、共同一致の精神なく、屢々  
々々感情の利益の衝突の爲めに相互に妨害をなし、却て本邦人  
發展の障礙をなす如き傾向あるは、實に本邦人の悲しむべき弱點  
なり。ニ小國家民族の大發展をなすべき所以の道にあらざるなり。  
若夫小南洋に於ける本邦人の下級労働者が、却て無智なる島民以下  
の性格を曝露するが如きは、宜しく其責任者の戒飭すべき眼目な  
り。

次に我が南洋に於て、如何なる事業が行けやつゝあるかを、順序と  
して解説せんに、曾て独逸が行へる群島経営の跡を見る、其苦心慘憺  
20のほどを認むるもの多し。先人の善例は宜しく吾人の範とすべきこと  
たらんばあらば。

19

要するに先にも云(る)如く、從來内地に於て南洋を一大宝庫の如く流言し、濡手にて臨むも、尙よ千金を獲るかり如くに吹聴する者あり。而して此言を信じて何等一定の目的なくして渡航しまり、僅か数日にして帰航の已むなきに至るものあり。されば南洋に渡航せんとする者は、豫め能く其事情を確知するを要す等。

又海上の勇者、ハ幡船を志望し、南洋に密航を企て、胡蝶軍を乞取るが如きは、断じて無謀なることを警告すべし。從來かかる不逞者を進行者と言ふ捕し、其物品を没収して放逐逐したることを勤しとせず。我が同胞は須らくかかる妄言妄動を避けて、堅実なる發展を期せざるべからず。

終りに臨み、予は今後南洋植民政策として、宜しく偏頗的邦人主義、若くは島民本位主義に陥らざらんことを望む者なり。而して最も能きは、廣義の邦人主義、差別的「視同仁主義」を標榜することなりと信ず。

尙ほ渡来の邦人が島民に対する要條を附言せば、威嚴を存し、**16** 仁の愛を以て接するにあり。即ち圧迫は決して彼等を心服せしむる

所以にあらわはなり。又他方余りに恩を狎わしむるは、彼等を心服せし  
むるの道にあらわはなり。これを約言せば、威嚴を以て臨み、恩徳を  
以て撫し、誠實を以て彼等を遇するにあり。

第四章  
巴那

第五節

村長及普通島民相続法

古代の酋長相続法は之を知るに由なしと雖も、昔時血族相続の法に非ずして、同族中最も勢力を有するもの、一部落若しくは數部落を倒圧して酋長の位置に立ちたる如し。而して後初の優勝者より雄者自ら其長となり、漸次自己の血族蕃殖し勢力自然に扶植せられ、終に犯すべからざる血族踏襲を行ふに至るが如し。從來本群島に於ける、酋長相続は即ち血族踏襲なり。然とも其相続は、父系子に、子より孫にと累が如く順位踏襲にあらず。即ち酋長死亡若しくは他の事由因（老衰、不具）によりて酋長を辞するや、其弟をして相続せしめ若し弟無き場合若しくは年々にして之を次りの資格なき場合は、其の酋長の兄の子をして相続せしむ。若し又之を缺けば實子又は養子をして相続せしむ。しかるに更に其嗣子年々にして獨立統治すること能はざる場合、若しくは衆望に添はざる場合には、公選するにあり。又稀には酋長の遺言によりて由りて相続せしむる場合あり。之を一に血族循環の意に出るたるもの、如し。



西班牙及独逸の支配に属せし以來、村長は血族相統を改め、人物本位の才針に由り、公選制に依りたるが如し。さしだ旧慣の久しき、今尚血族相統法に準拠する傾向あり。

以上の相統に付ては、一族相令して相統者を決定し、後公式に村落のまじりるものに計るを例とす。稀に衆望に添はるるものありて、排斥せらるる場合あり。又他より村長を挙げたる例あり。而して村長階級龍衣の階級は、古代酋長より代々相傳の宝物即チパラオ貨物を受け授けし、村長名(假名)を相統す。同姓に前村長に属せし一切の財産は、すべて後継村長の所有に歸す。前村長家族は、其屋宅を引拂ひ私宅に引移り、後継村長其役宅に入る。

此相統法は大小村長皆を徹を同じし、階級によりて異なるをなし。本群島村長階級は、総村長大村々長、小部落村長の三級に區別す。総村長は一を「アイバドル」と稱して、「ゴール」村に根拠し、一を「アルクライ」と稱して「マルキョク」に根拠す。此に大総村長は「パラオ」島を二分し各其一を保ちり。各村長はニ大総村長の配下に属す。

二大親村長は、古来より各々勢力範囲拡張のため、屢々争闘戦端を開けり。近世に至りては、聲を見せしに争ひたれど、今尚ほ両者の關係は稍もすやは円満を缺く傾きあり。

普通民の相統法は、村長相統法の例と殆ど相同じ。只普通島民の相統の場合には、侍ふべき家室たる貨物等を有するものと、有せざるものとあり。

#### 第六節 村長と島民の關係

村長と島民との關係は、征服者と被征服者との關係にして、絶対的服従を以て結ばる。恰も日本の維新前に於ける藩主と領民との關係に等し。島民は諸村長の命を遵奉するものにして、通行の際の如きも途上村長に逢合するや敷向みより道を辟けて敬意を表し、村長遠ざかりて後初めて通過す。又村長宅辺を通過するや、其在否にかかはらず無頭屈腰して侍む。此如き礼讓を以て村長と島民との關係成立す。

又村長集会所には特に上級なる建物あり。専ら村長若しくは長老の用に供するものにして、一般村民は常に其内に入るを得ざるのみならず、其敷地にする上ることを禁せらる。若し犯すものは所罰せらる。如斯村長は村長に對して絶対的服従す。故に村治行政其他に於ても亦多少専横の弊を免れず。

第五章 第四節 芋畑の起源及パウオ通貨

昔(時代不詳)「アガール」島に「アイロオコル」と稱する一人の女ありたり。始めて芋畑を作りき。後「ペリリユー」「コロール」等「パウオ」諸島に到りて芋を作ることを傳へたり。是れ芋畑の起源にして爾後未芋を作り、食料に不足もなく暮らし得たるが、芋を賣買の道開けしも通貨なく「タマカイ」と稱する魚来りて一人の女を産み、其女また子を孕むに及び、腹部の柄を尋常ならざりしかば人々大に愛したり。しかるに遂に多くの貨物等を産みたり。ニレ今日の「パウオ」通貨なりとのことなり。

オニ節  
オニ節

オニ節 村長制

従来本島には酋長なるものなし。此れ往昔蠻々たる酋長が、部下を率ゐて西班牙に反抗し、西人のために殺戮せられ、或は他島に追放せられたる如き失敗あるが為なるべし。其後「カチカ」族漸次移住し来たりにて、其時西班牙政廳はやうやく村長を置き、統治の任に當らしめたり。此れ村長の起るなるべし。

目下本島内には村長一人、助役十人あり、命令の傳達、其他の任務に當らしむ。此は村長各自互選の上、政廳より任命するものなり。

オニ節  
オニ節

オニ節 村長相續法及び村長と島民の關係

島民が文字を知るに至りしは、最近三十二年の事なり。これは其以前に溯りて、村長の相續法を調査せんと欲するも、何等の徴すべきものなし。然るに世襲の内地を導ぶは、古来本島民の習俗なり。「ナニマルキ」「ワシヤエ」「ナニケン」「ドウク」等は島民の

15

各々世襲す。

「ナニマルキ」即ち村長を選舉するは、「ナニテ」の職務権限内に属す。  
「ナニテ」は「ナニマルキ」系統者中、村幹徳望あるものを物色し、「ワレヤエ」  
に推薦す。「ワレヤエ」は即ち「ナニマルキ」の相續者にして、「ナニマルキ」死  
去と同時に、「ワレヤエ」~~代りて~~「ナニマルキ」となるなり。「ワレヤエ」  
「ナニマルキ」とすべし、集会所にその部落民一同を招集して、其趣を布  
告す。部落民は、各其の資産の程々に應じて、大豚肉、甘蔗、麴  
麴實、芭蕉の實、木屐等を持ち寄りて献上す。「ナニマルキ」は、之を愛  
顧し、更に命じて調理せしめ、一同と會食す。此の如くして「ワレヤエ」は  
「ナニマルキ」となるなり。是れ現代の相續儀式にして古代の儀式も亦  
此の如しと想像して可なり。

16 往時村長は島民に対し、絶大無限の權力を有したる事、恰も  
専制國の君主の如き觀ありしと云ふ。現代は其の権力大に削減  
せられたりと雖も、尚ほ島民の村長に対する一種の敬語を用ひ、  
途に相逢ふときは、鞠躬如として敬讓す。其他村長の家  
にて先づ「ワレヤエ」餅なるものを製し、之を會したる後にあらわす  
ば、島民は之を製し且つ會すること能はざるが如し。若し村長の

家に生んで之を製し且つ食するものあれば、罰せらるるが如し。尚村  
長の命によりて何人は何人を責めとせよと定めらるれば、之に背くこと能は  
ず。曾て一村長某婦人を愛して結婚を申すのみたることあり。然るに  
其一婦人は村長を嫌ひて懲せりし爲め、終に婦人は他に嫁するを  
得たして一生を官婦にて送りたり。以て村長権勢の一半を窺ふ  
べし。

Ponape  
オセ節 普通島民の相続法

島民の多くは、動産を所有せむ。故に相続問題の起るは、土地家屋  
に対する関係に限らるる如し。

土地家屋の相続権は、所有者の實子男に限る、若し實子男  
なき時は、甥之を相続するの権利を有す。故に被相続者が女子  
又は姪のみなきときは、其の遺産はれて官有となる慣行制な  
り。まづは所有者財産を女又は姪に相続せしめんとする場合は、  
其の生前に於て、豫め贈與の形式を採るの一途あるに似せむ。

第十三節 集会所の組織及年中行事

集会所は、村長が部落村民を召集し、座談會、其他  
舞踏集會等あるに拘はらず多數の島民集會せしむる時に使用  
するものなり。こは部落共有に属するものにして、之が建築には村民  
各自が材料其他の材料を齎出し、部落公共の工として従ふ。され  
ば直接工費を要せざるなり。集会所使用の目的は、茶屋たる如し。  
而して集會の同伴了すれば、島民は犬豚肉甘蔗山芋等各自の  
意思に従ひ村長に献上す。村長は直に命じて其等を料理せしめ、  
郷々舞踏に耽るを例とす。